

郡山市上下水道局指名競争入札参加者の指名等に関する要綱

令和7年3月31日制定

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「契約規程」という。）の規定に基づき、郡山市上下水道局（以下「局」という。）が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の契約を締結する場合における指名等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等 建設工事に係る測量、設計及び調査をいう。
- (3) 製造・販売 製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。）及び工事に係る土木及び建設資材の購入をいう。
- (4) 工事等 建設工事、測量等及び製造・販売をいう。
- (5) 物品調達 物品の購入、修繕、売払い、製造の請負及び賃貸借（以下「リース・レンタル」という。）をいう。
- (6) 業務委託 局有建築物等の維持管理に関する業務委託及び役務の提供をいう。
- (7) 建物等の修繕 建物、設備その他の構造物の修繕をいう。

(指名基準)

第3条 管理者は、工事等の入札に参加する者を指名するときは、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定。以下「資格審査要綱」という。）第7条第1項の規定により定めた有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において、工事等の業種に登録されている者のうちから、別記第1の入札参加可能範囲及び別記第2の指名業者の業者数基準に基づき指名する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とする工事等、災害復旧等のため緊急又は短期間に完成しなければならない工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、有資格業者名簿において工事等の業種に登録されている者のうちから指名することができる。

2 管理者は、物品調達、業務委託又は建物等の修繕の入札に参加する者を指名するときは、有資格業者名簿において、対象業務と一致する登録区分（建物等の修繕にあつては建設工事又は業務委託）の登録業種又は種目に登録されている者のうちから、別記第2の指名業者の業者数基準に基づき指名する。

3 前2項の規定により入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる業種に応じて当該各号に掲げる事項について留意するとともに、適正な事務の執行に努めるものとする。

(1) 工事等における事項

- ア 経営及び信用の状況
- イ 指名停止等の状況
- ウ 不誠実な行為の有無
- エ 工事成績（建設工事の場合に限る。）
- オ 手持工事等の状況

- カ 技術者の状況
- キ 指名の状況
- ク 当該工事等に対する地域的条件
- ケ 特定建設業の許可の有無（建設工事の場合に限る。）
- コ 当該工事等施工についての技術的適性及び施工能力
- サ 安全管理の状況
- シ 労働福祉の状況
- ス 地場産業の育成
- セ 関係法令等に対する違反の状況

(2) 物品調達、業務委託又は建物等の修繕における事項

- ア 経営及び信用の状況
- イ 指名停止等の状況
- ウ 不誠実な行為の有無
- エ 官公庁における契約実績
- オ 過去の契約履行成績
- カ 地域的条件
- キ 専門性及び技術的適性
- ク 契約履行能力

（工事等における指名内申）

第4条 工事等関係課の長は、工事等又は建物等の修繕の起工が決定したときは、前条第1項及び第3項に規定する指名基準に基づき、入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を選定し、工事等請負業者指名内申書・指名決定伺（第1号様式）によりその旨を総務課長に内申しなければならない。

2 前項の規定による入札参加者の選定は、郡山市上下水道局入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

（工事等における指名決定等）

第5条 総務課長は、前条第1項の規定による内申があったときは、これを郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条に基づき設置された郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り入札参加者の審査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、1件の設計金額が1,000万円未満の工事等又は上下水道局長又は総務課長の権限に属するもの（総務課長が特に必要と認めるものを除く。）については、上下水道局長又は総務課長が入札参加者の審査をするものとする。

3 総務課長は、前2項の審査を経たものについては、契約規程第2条第4号に規定する契約権者（以下「契約権者」という。）の決定を受け、その結果を工事等関係課の長に通知しなければならない。

4 第1項の場合において、災害応急工事等その他の特に緊急を要する工事等を施工するため、審査会を招集する暇がないときは、審査会の会長は、委員4人以上の意見を聴し指名の相手方を審査することができる。この場合において、審査会の会長は、次回の審査会にその旨を報告しなければならない。

（物品の購入、リース・レンタル、物品の売払い又は製造の請負における指名決定等）

第6条 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課

の長及び同規程第2条に規定する堀口浄水場の長（以下「課長等」という。）は、総務課長に対し物品購入又は製造請負の契約を依頼するときは、第3条第2項及び第3項に規定する指名基準に基づき、選定委員会において入札参加者を選定しなければならない。

2 課長等は、総務課長に対しリース・レンタル又は物品の売払いの発注を請求するときは、第3条第2項及び第3項に規定する指名基準に基づき、入札参加者を選定しなければならない。

3 前2項の規定により1件の執行予定額が1,000万円以上の入札参加者を選定するときは、審査会に諮り入札参加者の審査を受けなければならない。

4 前3項の規定は、課長等が契約権者となる場合又は郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）第53条第3項に該当する場合に準用する。

（業務委託における指名内申）

第7条 課長等は、業務委託の発注を決定したときは、第3条第1項及び第3項に規定する指名基準に基づき入札参加者を選定し、委託等請負業者指名内申書・指名決定伺（第2号様式）によりその旨を総務課長に内申しなければならない。

2 前項の入札参加者の選定は、選定委員会で行う。

（業務委託における指名決定等）

第8条 総務課長は、前条第1項の規定による内申があったときは、これを審査会に諮り入札参加者の審査を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、1件の設計金額（契約規程第41条の2の規定によりその例によることとされる郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第42条の2第1項又は第2項に規定する長期継続契約にあっては、その契約期間の執行予定額の総額。以下この条において同じ。）が1,000万円未満の業務委託又は上下水道局長又は総務課長の権限に属するもの（総務課長が特に必要と認めるものを除く。）については、上下水道局長又は総務課長が入札参加者の審査をするものとする。

3 総務課長は、前2項の審査を経たものについては、契約権者の決定を受け、その結果を課長等に通知しなければならない。

（民事再生又は会社更生に係る指名）

第9条 有資格業者が再生又は更生手続開始の申立を行った時から資格が再認定されるまでの期間においては、当該有資格業者を指名しないものとする。

2 有資格業者が、指名通知日から入札執行日までの間に、再生又は更生手続開始の申立をした場合は、当該有資格業者の指名を取り消すものとする。

（準用規定）

第10条 随意契約の方法により契約する場合における見積もり人の選定については、この要綱を準用する。ただし、当該有資格業者では見積に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者から見積人を選定し、見積人の決定を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1件の設計金額が50万円以下の建物等の修繕における見積人の選定については、郡山市小規模修繕契約希望者登録要綱（平成22年12月10日制定）第6条に規定する登録名簿に登載されている者のうちから選定することができるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1（第3条関係）

入札参加可能範囲

(1) 土木工事及び建築工事 (金額：設計金額)

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
S		
A		
B	○	
C	○	○
D	○	○

(2) とび・土工・コンクリート工事 (金額：設計金額)

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(3) 舗装工事 (金額：設計金額)

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(4) その他の工事 (金額：設計金額)

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○

(注1) この入札参加可能範囲については、次の事項の適用があるものとする。

1 次の各号いずれかに該当する場合は、下位の等級の工事に指名することができる。

(1) その者の資格審査要綱第5条第3条別表第2に規定する等級別格付基準の総合点にその基準点数の10パーセントを加算して得た数値が、直近上位の基準点数に達する場合は、直近上位の等級を適用することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(2) 特殊な地的事実等により入札参加可能範囲によりがたい工事

2 次号のいずれかに該当する場合は、直近上位の等級の者を、当該等級より下位の等級の工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(1) 災害応急本工事、仮工事等その他の緊急を要する工事

(2) 大規模工事の一部施工に係る工事又は特別の設備若しくは技術を必要とする工事

(3) 特殊な地的事実等により入札参加可能範囲によりがたい工事

(4) 工事等の特殊性等により特に必要であると認められる工事

3 次号のいずれかに該当する場合は、直近上位の者を下位の等級工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(1) 不調により入札を再度行う場合

(2) 入札参加可能範囲にある者の総数が、300万円以上1,000万円未満の工事において20者、300万円未満の工事において15者を下回る場合

(注2) 再生又は更生途中会社については、この入札参加可能範囲によらず、審査会において入札参加可能範囲を定めることができるものとする。

(注3) 以上の規定に関わらず、審査会において特に必要と認めた工事については、審査会が当該工事の入札に係る入札参加可能範囲について別途定めることができるものとする。

別記第2（第3条関係）

指名業者の業者数基準

(1) 指名競争入札に係る指名業者数 (金額：設計金額)

建設工事	130万円を超え300万円未満	7 者
測量等	50万円を超え300万円未満	
製造・販売	80万円を超え300万円未満	
建設工事 測量等 製造・販売	300万円以上1,000万円未満	10者
物品の購入 製造の請負	80万円を超え300万円未満	5 者
	300万円以上1,000万円未満	6 者
	1,000万円以上	8 者
物品の修繕 建物等の修繕	50万円を超え300万円未満	5 者
	300万円以上1,000万円未満	6 者
	1,000万円以上	8 者
物品の売払い	30万円超	5 者
リース・レンタル	40万円超	5 者
業務委託	80万円を超え300万円未満	5 者
	300万円以上1,000万円未満	6 者
	1,000万円以上	8 者

(2) 随意契約に係る見積業者数

(金額：設計金額)

建設工事	30万円未満	1 者
	30万円以上130万円以下	2 者
測量等	10万円未満	1 者
	10万円以上50万円以下	2 者
製造・販売	10万円未満	1 者
	10万円以上80万円以下	2 者
物品の購入 製造の請負	10万円未満	1 者
	10万円以上30万円以下	2 者
	30万円以上50万円以下	3 者
	50万円以上80万円以下	4 者
物品の修繕 建物等の修繕	10万円未満	1 者
	10万円以上50万円以下	2 者
物品の売払い	10万円未満	1 者
	10万円以上30万円以下	2 者
リース・レンタル	10万円未満	1 者
	10万円以上40万円以下	2 者
業務委託	10万円未満	1 者
	10万円以上30万円以下	2 者
	30万円以上50万円以下	3 者

(注) この基準によりがたい場合は、契約権者の承認を得て業者数を変更することができる。